

○筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程

〔平成16年5月27日
法人規程第30号〕

改正 平成17年法人規程第35号
平成18年法人規程第49号
平成19年法人規程第9号
平成21年法人規程第12号
平成22年法人規程第21号
平成23年法人規程第29号
平成24年法人規程第39号
平成24年法人規程第52号
平成26年法人規程第60号
平成28年法人規程第64号
平成29年法人規程第57号
令和元年法人規程第37号
令和2年法人規程第34号

筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第46条及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第52条の規定に基づき、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第1条の2 学群学則第44条第1号に規定する免除に関し、この法人規程に定めのない事項については、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下「修学支援法」という。）及びその他関係法令等の定めるところによる。

(学長が相当と認める事由)

第2条 学群学則第44条第4号の法人規程で定める学長が相当と認める事由は、次のとおりとする。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第3項に該当しない者であって、授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、授業料の納付の時期前1年以内）において、当該者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が真にやむを

得ない事由により失職し、著しく経済的に困難をきたしている場合。ただし、学資負担者の失職の事由が、長期療養のためである場合は、その時期が授業料の納付の時期前6月以内(新入学者に係るものにあつては1年以内)であることを要しない。

- (2) 文部科学省特別支援事業の実施に伴う対象者であつて、経済的に困難をきたしている場合
- (3) 学群英語コースに在学する学生であつて、在学中の学業成績が特に優れ、経済的に困窮しているものと認められる場合
- (4) グローバル教育院に在学する学生であつて、学業成績が優れているものと認められる場合
- (5) Japan-Expert(学士)プログラムに在学する学生であつて、学業成績が特に優れ、経済的に困窮しているものと認められる場合
- (6) その他学長が特別な事情があると認める場合

2 大学院学則第50条第3号の法人規程で定める学長が相当と認める事由は、次のとおりとする。

- (1) 授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、授業料の納付の時期前1年以内)において、学資負担者が真にやむを得ない事由により失職し、著しく経済的に困難をきたしている場合。ただし、学資負担者の失職の事由が、長期療養のためである場合は、その時期が授業料の納付の時期前6月以内(新入学者に係るものにあつては1年以内)であることを要しない。
- (2) 一貫制博士課程3年次以上(医学の課程においては2年次以上)、博士後期課程及び3年制博士課程に在学する学生であつて、優れた研究業績を挙げたものと認められる場合
- (3) 文部科学省特別支援事業の実施に伴う対象者であつて、経済的に困難をきたしている場合
- (4) 学長が指定する研究群に置く学位プログラムに在学する学生であつて、学業成績が優れているものと認められる場合
- (5) グローバル教育院に在学する学生であつて、学業成績が優れているものと認められる場合
- (6) 学群英語コースを卒業し、大学院に進学した学生であつて、学業成績が特に優れ、経済的に著しく困窮しているものと認められる場合
- (7) その他学長が特別な事情があると認める場合

3 学群学則第45条第4号又は大学院学則第51条第4号の法人規程で定める学長が相当と認める事由は、学資負担者の失職等やむを得ない事情があり、各期ごとの授業料の納付の時期の末日(休業日の場合には、その前日とする。以下「各期ごとの授業料の納付期限」という。)までに納付が困難であると認められる場合とする。

(申請)

第3条 学群学則第44条第1号に規定する免除を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料免除申請書
- (2) その他学長が提出を求める証明書等

2 学群学則第44条第2号又は大学院学則第50条第1号に規定する免除を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の証明書
- (3) その他学長が提出を求める証明書等

3 学群学則第44条第3号若しくは第4号又は大学院学則第50条第2号若しくは第3号に規定する免除を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 被害等による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長等の証明書
- (3) その他学長が提出を求める証明書等

第4条 学群学則第45条又は大学院学則第51条に規定する徴収猶予を受けようとする者（学群学則第45条第2号又は大学院学則第51条第2号に該当する場合にあっては、学資負担者等）は、所定の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書
- (2) その他学長が提出を求める証明書等

第5条 授業料の徴収を猶予する場合において、特別な事情があると認められる場合は、月割分納を許可することができる。

2 前項に規定する月割分納の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書
- (2) その他学長が提出を求める証明書等

第6条 免除、徴収猶予又は月割分納の申請は、当該学生等が、所属の学群長、学術院長又はグローバル教育院の教育院長を経て学長に行うものとする。ただし、第12条から第15条までに規定する場合は、申請を必要としない。

(選考及び許可)

第7条 免除の許可は、免除等選考委員会の議を経て学生を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）の選考に基づき、学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、学群学則第44条第1号、第2条第1項第3号から第5項まで、同条第2項第2号及び同項第4号から第6号までに規定する免除の許可は、担当副学長の選考に基づき、学長が行う。

3 徴収猶予及び月割分納に係る許可は、担当副学長の選考に基づき、学長が行う。

4 前項及び第1項に定めるもののほか、学群学則第44条第2号から第4号まで及び大学院学則第50条に規定する免除、徴収猶予並びに月割分納に係る選考並びに免除等選考委員会に関

し必要な事項は、別に定める。

(許可の取消し)

第8条 学群学則第44条第1号に規定する免除を許可された者が、修学支援法第12条第1項に該当することとなった場合には、学長は、許可を取り消すことができる。

2 学群学則第44条第2号から第4号まで若しくは大学院学則第50条に規定する免除、徴収猶予又は月割分納を許可された者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、学長は、その許可を取り消すことができる。

- (1) 免除、徴収猶予又は月割分納の理由が消滅した場合
- (2) 申請について虚偽の事実が判明した場合
- (3) 許可された期間内に懲戒処分を受けた場合

3 前項の規定により免除の許可を取り消された者は、次に掲げる授業料を遅滞なく納付しなければならない。

- (1) 前項第1号又は第3号の規定による場合 取消しの日の属する月から当該期の最後の日までの月割計算により算定した額
- (2) 前項第2号の規定による場合 免除された額

4 第2項各号の規定により徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料の全額を遅滞なく納付しなければならない。

(免除実施可能額)

第9条 学群学則第44条第2号から第4号まで又は大学院学則第50条に規定する免除に係る免除実施可能額は、学長が別に定める額とする。

(免除等の額)

第10条 学群学則第44条又は大学院学則第50条の規定による免除の額は、原則として、学群学則別表第1又は大学院学則別表第1に規定する授業料(年額)の2分の1に相当する額の全額又は一部とする。

2 月割分納の額は、学群学則別表第1又は大学院学則別表第1に規定する授業料(年額)の12分の1に相当する額とする。

(徴収の猶予等)

第11条 徴収猶予を許可した者に係る授業料は、第1期については8月末日まで、第2期については2月末日まで、その徴収を猶予する。

2 月割分納を許可した者に係る授業料の納付期限は、毎月末日とする。ただし、休業期間中に月の末日がある場合の当該月割分納の額の納付期限は、当該休業期間の開始する日の前日とする。

(休学した場合)

第12条 学群学則第47条又は大学院学則第53条に規定する休学を許可又は命ぜられたときは、月割計算により休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日であるときは当該月）から復学した日の属する月の前月（学群学則第44条第1号に規定する免除を許可された者にあつては、復学した日の属する月（復学した日が月の初日であるときは前月））までの授業料を免除するものとする。ただし、休学を許可され、又は命ぜられた日が授業料の当該期の納付期限の経過後であつて、徴収猶予又は月割分納を許可されていない学生の当該期の授業料については、免除しない。

2 前項の規定にかかわらず、学群学則第44条第1号に規定する免除の許可を受けていた者に係る復学した日の属する月（復学した日が月の初日である場合を除く。）の免除の額は、当該者の大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条に規定する免除の額の月割計算により算定した額とする。

（授業料の未納を理由として除籍した場合）

第13条 授業料の未納を理由として除籍した場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

（死亡又は行方不明による免除）

第14条 死亡又は行方不明のため除籍として取り扱う場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

（徴収猶予又は月割分納を許可された学生が退学した場合）

第15条 徴収猶予又は月割分納を許可された学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により退学した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。ただし、許可された徴収猶予の期間の満了と同日に退学を許可した場合は、その期の授業料の全額を徴収する。

（学長が相当と認める事由がある者に係る免除）

第16条 第2条第1項第3号から第5号まで並びに同条第2項第2号及び第4号から第6号までの免除の取扱いについては、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平17.3.24法人規程35号）

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平18.9.27法人規程49号）

この法人規程は、平成18年9月27日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法

人筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平19. 3. 9 法人規程9号）

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平21. 3. 4 法人規程12号）

この法人規程は、平成21年3月4日から施行し、改正後の筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平22. 3. 25 法人規程21号）

この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 4. 8 法人規程29号）

この法人規程は、平成23年4月8日から施行し、改正後の筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平24. 3. 30 法人規程39号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24. 9. 6 法人規程52号）

この法人規程は、平成24年9月6日から施行し、改正後の筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平26. 7. 24 法人規程60号）

この法人規程は、平成26年7月24日から施行し、改正後の筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平28. 6. 23 法人規程64号）

この法人規程は、平成28年6月23日から施行し、改正後の筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平29. 12. 21 法人規程57号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26 法人規程37号）

（施行期日）

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和

元年法人規則第15号) 附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の研究科長に係る第6条の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令2. 3. 26 法人規程34号)

(施行期日)

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

(日本学生支援機構給付奨学金の予約採用者に対する授業料免除実施要領の廃止)

2 日本学生支援機構給付奨学金の予約採用者に対する授業料免除実施要領(平成29年12月21日副学長(学生担当)決定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この法人規程の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)前に学群又は地球規模課題学位プログラム(学士)(次項において「学群等」という。)の学生であって施行日以後も引き続き当該学群等の学生であるものが、学群学則第44条第1号に規定する免除の許可を受けることとなった場合の免除の額がこの法人規程による改正前の筑波大学授業料の免除及び徴収猶予規程(次項において「旧規程」という。)の規定を適用した場合における免除の額(以下この項及び次項において「旧免除額」という。)を下回る場合にあってはその差額を、同号に規定する免除が不許可となった場合又は担当副学長が別に定める場合にあっては旧免除額を、それぞれ予算の範囲内において免除することができる。

4 施行日以後に新たに学群等の学生となった者であって、学群学則第44条第1号に規定する免除が不許可となったもの又は担当副学長が別に定める場合に該当するものが、旧規程の規定を適用した場合において免除の許可を受けることとなるときは、当分の間、予算の範囲内において旧免除額の一部を免除することができる。